

令和4年度

千葉市介護相談員派遣事業 実績報告書

千 葉 市

は じ め に

利用者と介護サービス事業所との橋渡し役を担う「千葉市介護相談員派遣事業」を平成14年1月に開始してから22年目を迎えました。この間、受け入れ事業所数も着実に増え、57か所の事業所を対象に、20人の介護相談員が熱心な活動を行っていましたが、令和2年3月より新型コロナウイルス感染症拡大の影響により思うように活動ができない期間が長らくありました。令和4年度からは市内各事業所の感染状況を随時確認しながら、活動の再開と中止を繰り返しながら何とか活動を継続して参りました。

昨今、事業所が提供する介護サービスに関して、これまで以上に質の確保・向上が求められており、事業所におけるサービスの質の向上を図ることを目的としている「介護相談員派遣事業」の役割は、今後さらに増すものと考えております。

令和4年度には受け入れ事業所が30か所と減少いたしましたが、介護相談員は23人となり、サービスの一層の向上を目指し、引き続き本事業を積極的に推進して参りたいと考えております。どうか、今後とも皆様の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月

千葉市保健福祉局

目 次

1	千葉市介護相談員派遣事業のあらまし	2
	（１）事業の目的	
	（２）介護相談員の選任	
	（３）介護相談員の養成・研修	
	（４）活動内容など	
	（５）受入事業所	
	（６）広報	
2	令和４年度活動実績	6
	（１）派遣回数	
	（２）訪問施設の内訳	
	（３）相談等の件数	
	（４）相談事例	
	（５）連絡会議	
3	介護相談員・受け入れ事業所職員の意見交換会	12
4	事業の効果	12
5	新型コロナウイルス感染症関連	13
6	資料（千葉市介護相談員設置要綱）	15

1 千葉市介護相談員派遣事業のあらまし

(1) 事業の目的

この事業は、介護相談員を介護保険施設などの介護サービスの提供の場に派遣し、サービスを利用している方やその御家族等の相談に応じる等の活動を行うことによって、その疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を目的としています。

(2) 介護相談員の選任

介護相談員は、相談員業務の遂行にふさわしい人格と熱意を有する市民の方を本市が選任し、委嘱しています。

令和4年度は、23人が千葉市介護相談員として活動しました。

(3) 介護相談員の養成・研修

新任の介護相談員は、活動に必要な知識と技術を習得するため、介護相談・地域づくり連絡会が主催する「介護相談員養成研修（前期日程・後期日程）」及び本市が行う実習（介護施設等訪問研修及び自治体研修）を受講することになっています。

また、現任の介護相談員は、同じく介護相談・地域づくり連絡会が主催する「介護相談員現任研修」を受講し、最新の介護保険情報や、必要な知識、技術の習得と、介護相談員としての資質の向上を図っています。

令和4年度は、「介護相談員養成研修」を2名、「介護相談員現任研修」を2名が受講しました。このような研修へ参加のほか、介護相談・地域づくり連絡会主催の「全国介護相談活動事例報告会」に参加したり、相談員同士による自主的な勉強会を開催したりすることによって、介護相談員としての資質向上に努めています。

(4) 活動内容など

ア 活動内容

(ア) 事業所訪問による相談の受付等

- a 担当する事業所を、2人1組で月1回程度訪問し、サービスを利用している方やその御家族、事業所の従業者等の話を聞き、相談を受けます。活動時間は、1回あたり2時間程度です。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動時間は1時間程度としました。また、事業所が行う行事や運営推進会議に参加する等、担当する事業所のサービスの現状把握に努めます。

- b 利用者等と事業者の間の橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安に対応し、サービス改善方法等を検討します。

- c 相談業務終了後、事業所の管理者や担当者等と当日の活動内容（相談内容や相談員自身が気づいたこと等）について、意見交換を行います。
- d 相談内容や相談員自身が気づいたことを「介護相談員活動報告書」にまとめ、市へ毎月提出します。

（イ）介護相談員連絡会議への参加

本市が開催する介護相談員連絡会議に毎月参加し、担当する事業所の様子や相談事例の報告を行います。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催は2回となりました。

また、活動を通じて気になったことや、対応が難しかった事例などを題材にして、相談員全員でその対応方法などについて話し合います。

回	開催日	会 議 内 容
第 1 回	6月 17 日	・事務局職員の変更について ・介護相談員の活動再開について
第 2 回	12月 5 日	・新規採用介護相談員について ・コロナ禍における活動再開の手順について ・抗原検査キットの使用について

（ウ）介護相談員・受入事業所職員の意見交換会への参加

本市が開催する介護相談員・受入事業所職員の意見交換会に参加し、事業所の職員の方々とテーマに沿った意見交換を行います。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました。

イ 身分証の携帯

活動に当たっては、介護相談員に身分証の携帯を義務付けています。

ウ 守秘義務

介護相談員は、相談員業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないことになっています。また、このことは介護相談員を辞めた後も同様です。

エ 相談員の利用者に対する介護

介護相談員は、車いすへの移乗や食事の介助など「介護」にあたる行為や利用者同士のトラブルの仲裁などを行わないことになっています。

オ 事故発生時の補償

介護相談員の活動中の事故に備え、福祉サービス総合補償に加入しています。

（５）受入事業所

本事業の趣旨に賛同し、介護相談員に係る受入れの申出をしていただいた事業所に対して介護相談員を派遣しています。

なお、派遣先の詳細は、５ページに掲載しています。

（６）広報

ア 介護相談員受入ポスターの掲示

介護相談員派遣事業に係る利用者・家族・職員への周知を図るため、受入先の事業所に対して介護相談・地域づくり連絡会発行のポスターを配付し、事業所内での掲示を依頼しました。

イ 介護相談員の顔写真入りのポスターの掲示

担当する介護相談員を覚えていただくため、受入先の事業所に対して本市で作成した介護相談員の顔写真入りのポスターを配付し、事業所内での掲示を依頼しました。

<顔写真入りポスターのイメージ>



介護相談員受け入れ事業所一覧（令和４年度）（R5.3.31時点）

（順不同）

	事業所名	郵便番号	住 所	電話番号
介護 老人 福祉 施設	都苑	260-0802	中央区川戸町 2	043-208-3850
	恵光園シャイニー中央	260-0808	中央区星久喜町 36	043-308-4812
	きさらぎ荘	262-0032	花見川区幕張町 3-2273	043-273-6008
	桐花園	262-0032	花見川区幕張町 3-2362-2	043-213-3881
	昌晴園	265-0053	若葉区野呂町 736-1	043-228-1711
	清和園	265-0066	若葉区多部田町 1468	043-228-3771
	恵光園	265-0064	若葉区大広町 252-4	043-292-6220
	けやき園	266-0011	緑区鎌取町 75-1	043-300-2111
	千寿苑	267-0057	緑区大木戸町 1200-73	043-294-6161
	ときわ園	266-0004	緑区平川町 1731	043-291-2788
	みはま苑	261-0004	美浜区高洲 3-3-12	043-278-2031
老 健	いずみ苑リハビリケアセンター	265-0061	若葉区高根町 964-49	043-226-0050
	総和苑	266-0003	緑区高田町 1084 番地	043-291-8211
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	グループホームハーモニーそが	260-0822	中央区蘇我 4-22-11	043-263-8880
	大森台ケアセンターそよ風	260-0811	中央区大森町 250-1	043-305-1701
	レビー・グループホーム白雲館	260-0045	中央区弁天 3-17-2	043-206-8892
	グループホームよされ	262-0003	花見川区宇那谷町 123-13	043-298-0430
	グループホームちぐさの家	262-0012	花見川区千種町 150-1	043-216-0860
	グループホームゆかりの里	262-0012	花見川区千種町 380-6	043-258-3100
	ニチイケアセンター稲毛	263-0035	稲毛区稲毛町 5-230-1	043-351-0551
	グループホーム宮田	265-0043	若葉区中田町 1041-1	043-228-7780
	グループホームノーマライ心の花御成	265-0076	若葉区下田町 1263-56	043-226-6030
	グループホームノーマライ心の花	265-0076	若葉区下田町 1263-2	043-309-8090
	グループホームつどい「福井家」	264-0028	若葉区桜木 8-13-11	043-235-2771
	アットホームケア桜木	264-0028	若葉区桜木 4-19-32	043-420-8229
	シャローム若葉グループホーム虹の家	264-0021	若葉区若松町 2170-8	043-235-4867
	グループホーム佐和の杜	265-0065	若葉区佐和町 322-88	043228-7077
	さわやかグループホームはなみずき	267-0055	緑区越智町 822-63	043-295-8730
	グループホームソラスト土気	267-0061	緑区土気町 446-6	043-205-5180
	プラチナホームなのはな幕張	261-0026	美浜区幕張西 6-15-12	043-306-3131

2 令和4年度 活動実績

(1) 派遣回数

令和4年度は、介護老人福祉施設11事業所、介護老人保健施設2事業所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）17事業所、合計30事業所に対し、延べ155人の介護相談員を派遣しました。（R5.3.31 現在）

<月別派遣回数及び人数>

年 月	事業所数	派遣回数	相談員派遣のべ人数
令和4年 4月	30	0	0
5月	30	0	0
6月	30	0	0
7月	30	24	43
8月	30	0	0
9月	30	0	0
10月	30	5	10
11月	30	19	36
12月	30	13	26
令和5年 1月	30	0	0
2月	30	0	0
3月	30	20	40
合 計	360	81	155

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止と再開を繰り返しながら活動を行いました。

(2) 訪問施設の内訳

	認知症対応型 共同生活介護	介護老人 福祉施設	介護医療院	介護老人 保健施設	合計
R2	27 施設	25 施設	1 施設	4 施設	57 施設
R3	17 施設	11 施設	—	2 施設	30 施設
R4	17 施設	11 施設	—	2 施設	30 施設

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和4年度は派遣施設の入替を行いませんでした。

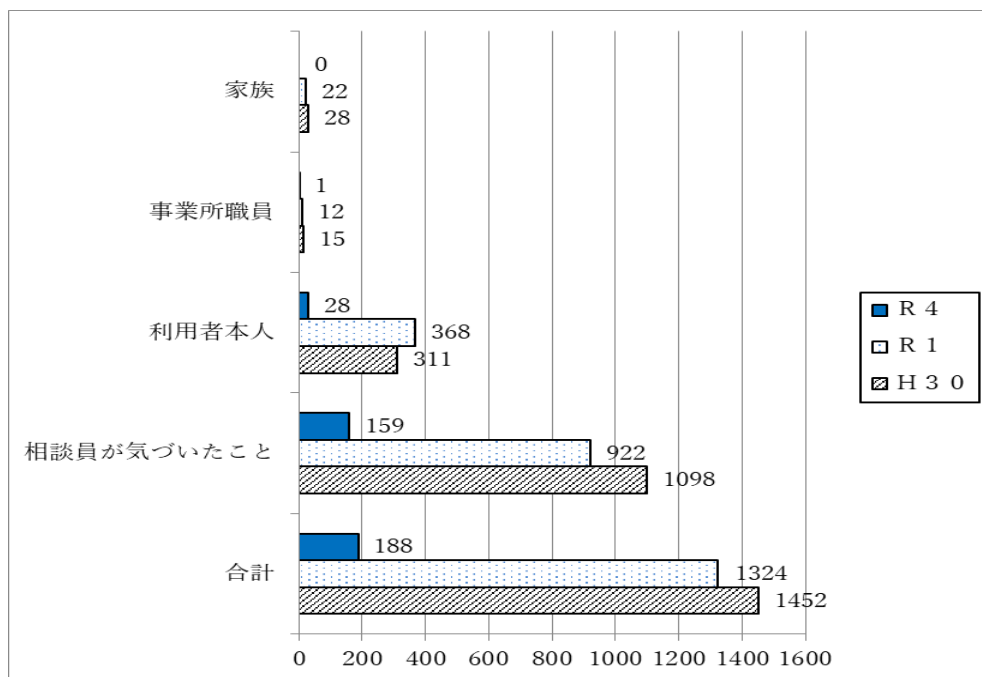
(3) 相談等の件数

令和4年度における相談等の総件数は、188件です。以下、平成30年度から令和4年度の3年間の相談件数について、①相談者別②内容別に示します。

※令和2年度及び3年度については、活動休止期間が長かったため統計から外します。

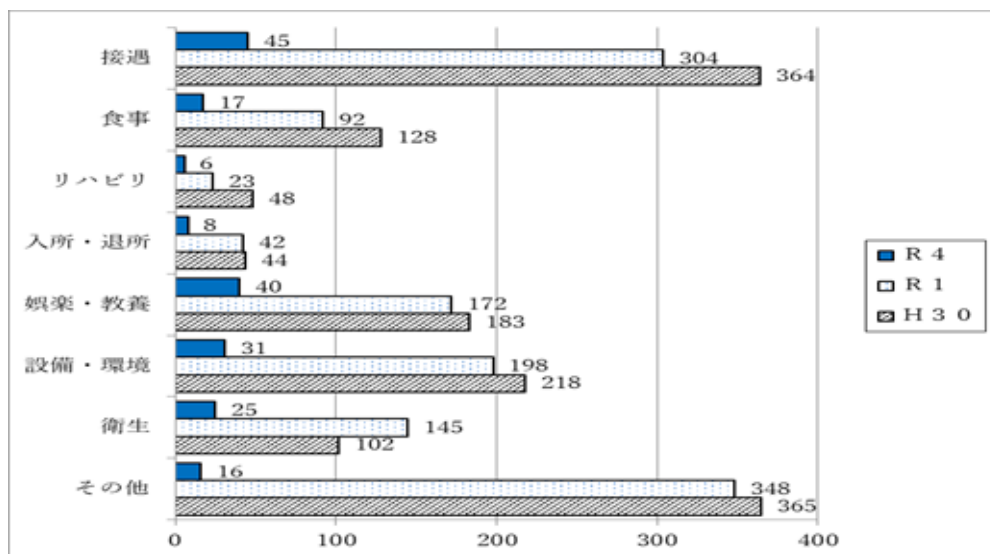
① 相談者別

令和4年度の相談者別の件数は、利用者本人からのものが28件で約15%、相談員が気づいたことが159件で約84%となっています。事業所からのものは1件、家族からのものは0件でした。



② 内容別

令和4年度の内容別の相談件数を見てみると、最も多かったのが、「接遇」に関するもので45件、次に「娯楽・教養」に関するものが40件となっています。



(4) 相談事例

利用者から受けた相談や相談員自身が気づいたことを内容別に次の8項目に分類して一部抜粋して紹介します。また、波線がついたものは是非多くの施設で参考にさせていただきたいものになります。

① 接遇 ② 食事 ③ リハビリ ④ 入・退所 ⑤ 娯楽・趣味 ⑥ 設備・環境 ⑦ 衛生 ⑧ その他

① 接遇・・・利用者への接し方に関すること。

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
足の痛い利用者より、トイレ介助の際、職員より「痛い、痛いと言わないで」と言われ辛いと訴えあり。	意見交換にて職員へ伝える。研修実施等しているが、こういった発言はあってはならないことなので、今後の研修でも改善のための努力をしていくと回答あり。
看取り介護について。	ご家族の要望により GH 内にて看取り介護を行っている。ご利用様の高齢化・特養化が進み厳しい状態であると職員から話しあり。
書道クラブ実施中、男性利用者が 1 名も参加されていないことに気づいた。	参加希望があまりないようだが、次からは事前に声かけを行ってみると職員から回答あり。
男性利用者より、自分以外が女性の入所者のため、いつも女性優先で最後にさせられることが多いと訴えあり。	該当利用者の方は、しっかりされているということもあり、どうしてもいつも待ってもらうことが多くなってしまっている。順番を変えるようやってみると回答あり。
<u>モップ掃除をしている男性利用者の方がいる。</u>	<u>落ち着きのない利用者の方であるため、職員と一緒にモップ掃除をしながらあちらこちらに移動することにより気分転換をもらっている。</u>
利用者より施設の中で話せる人がいないと訴えあり。職員からの話しかけもあまりないとのこと。ユニット毎に雰囲気の違いも大きいことが気になる	職員の仕事の取組に差があり、指導しても改善しないことが施設としても悩みの種である。今後も気づいたことは報告して欲しいということであった。
視力に障害のある利用者の方より、入所して間もないため職員の声で誰か判別がつかないので、声かけの際に名前を言ってもらえると覚えやすいと訴えあり。	必ず名前を伝えるようにすると回答あり。
耳の聞こえが悪い方のように、普段はあまり話す機会がなかったようだが、昔のこと	職員もそのような様子は初めて聞いたので、よほど嬉しかったと思われる。

を聞き始めたところ、たくさんお話をされた。	
車椅子の利用者の方で姿勢がすぐに崩れてしまう方がいた。	職員は「辛くないですか？」等と声かけをしながら何度も抱え起こして対応されていた。

② 食 事・・・食事の献立や味付け・おやつに関すること。

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
外食に行きたいと、利用者より訴えあり。	コロナが落ち着いたら行きたいですねと、思いを傾聴。
朝食について、「みんなはご飯だが、自分はパンにしてもらっている」と話している方がいた。	食事については利用者の希望になるべく合わせて提供しているとのこと。
冬季の水分補給について。	麦茶ゼリーなど工夫して水分補給に留意していた。

③ リハビリ・・・リハビリに関すること。

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
利用者より「もっと体を動かしたい」と訴えあり。	中々積極的に動かせない状況であるため、訴えがある度に丁寧に説明をしているとのこと。

④ 入所・退所・・・事業所への入所及び退所に関すること。

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
医療行為が必要になるかもしれない利用者がいるが、本人は拒否。GH 側も看護師の配置がないため今後の方針を検討している。	看護師がおらず、いざという時の対応や判断が難しいときがある。また、救急搬送先が市外になることもある等と苦慮されている様子を職員より聴いた。
入所したが、思っていたようなところではなく、することがなく時間を持て余すと利用者より訴えあり。	施設でもできる限り意に添いたいとは思っている。声かけや調理の手伝いなどを提案してみるとのこと。

⑤ 娯楽・趣味・・・レクリエーションや娯楽に関すること。

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
針仕事をされていた利用者がいたため、針の取扱について確認を行った。	針は1本のみ渡し、職員と一緒にいき注意しているが、さらに今後も気を付けていくと回答あり。
外へ行きたいと利用者より訴えあり。	コロナ禍のため、中々以前のように外出できないが、近所を散歩する程度は続けている。今後も感染症や天気の様子をみながら、できる限り外へ出られるようにしたいと回答あり。
ユニット毎の交流を増やしてほしいと利用者より訴えあり。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、他ユニットとの交流は控えているが、時期をみて再開していきたいとのこと。
<u>リビングの机の上に花が生けてある。</u>	<u>コロナ禍で外出できないため、少しでも季節を感じてもらいたいという施設側の配慮とのこと。</u>

⑥設備・環境・・・事業所の設備や環境に関すること

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
テレビのコンセントが床にあり、テープで固定しているが多少の凹凸があった。	施設側でも気になっていたことで、今後さらに改善を図ると回答あり。
施設のスロープと道路にわずかではあるが段差があり、危険。	対策を検討していただけることとなった。
冷房が寒いと利用者より訴えあり。	エアコンの羽の向きなど調整してみると職員より回答あり。
隣の部屋の方は耳が悪く、夜に大音量でテレビを見るので寝られないと利用者より訴えあり。	施設側も把握しており、テレビの音量を下げてでも聞こえやすいスピーカーの購入を検討しているとのこと。

⑦衛生・・・利用者や職員の衛生に関すること。

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
利用者の方のほとんどがマスクを着用していない。	利用者は中々マスクをしていることが難しいが、今後も感染には十分気をつけたい。
利用者も職員もカラーマスクを着用されていて、皆さん楽しんでいる様子であった。	施設側より、マスク着用は辛いことであるので、カラーにすることで選択と変化を楽しんでもらっていると話あり。
尿臭や便臭などの臭いが無い。	臭いが無いポイントは「オムツは小さな袋に直ぐ入れ、口を縛り、蓋のあるバケツに入れ、汚物容器に移す」というような工夫をいっているとのこと。

⑧その他

相談・気づいたことの内容	事業所・相談員の対応
施設内での選挙においてプライバシー確保等が十分ではなかった。以前の選挙も同様であったため、改善を求めると、利用者より相談あり。	相談員より市事務局へ相談あり。市町村事務局より当該施設へ連絡を行い、次回の選挙の際、選挙管理委員の説明を受け、適切な選挙を行うよう助言。
利用者間の人間関係について、利用者より訴えあり。	施設側でも把握しており、席の位置を離すなどお互い嫌な思いをしないよう配慮しているとのこと。
入れ歯が合わない利用者より訴えあり。	訪問歯科の際には、そのような訴えが聞かれなかった。注視していくと回答あり。
女性利用者より、ある男性利用者からじっと見つめられることがあり気分が悪いと訴えあり。	職員も把握はしており、食事の席を離したり、利用者の気持ちに寄り添い不安を解くよう努力しているので、今後も継続していくと回答あり。
ベトナムからの実習生が良く働いている。	研修を積み、日本語もかなりできる方達なので即戦力として働いてもらっているとのこと。

3 介護相談員・受け入れ事業所職員の意見交換会

本市では、平成17年度から、①介護相談員と受け入れ事業所職員が一堂に会して広く意見交換を行うことにより、より一層の相互理解を深める、②自らの事業所の事例だけでなく、他の事業所における様々な相談事例について情報交換することにより、一層のサービス向上の契機とする、③介護相談員派遣事業に対する事業所側からの意見・要望を直接聞くことにより、本事業の改善を図ることを目的として、介護相談員・受け入れ事業所職員の意見交換会を開催しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、直近での開催は令和元年11月5日であり、令和2年度以降開催しておりません。今後につきましては、従来通り開催できるよう活動を進めていきたいと考えています。

4 事業の効果

平成14年1月から訪問を開始して以来、これまでに利用者や受け入れ事業所から次のような意見や評価が寄せられており、本事業の目的であるサービスの質の向上につながるなどの一定の効果がみられます。

(1) 利用者・受け入れ事業所からの意見・評価

- 第三者の目線からの意見から、利用者支援や運営の改善に役立てている。
- 有用な提案をしてもらえて助かる。
- 施設の職員では気づかない細かな部分に対する指摘をしてもらえてありがたい。
- 施設職員には言えない利用者の本音を聞き出してもらえてありがたい。
- 他施設の様子なども聞くことができありがたい。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外部との交流などもできなくなり、感染防止策や面会状況など、介護相談員を通して他施設の状況を参考にすることができた。

(2) 事業の効果

- 他の事業所の事例を自らのサービスの質の向上に役立てようという積極的な取り組み姿勢が見られた。
- 相談事項に対する事業所側の対応が早くなり、この事業を積極的に活用している事例が多く見られた。
- 事業所職員から意見や助言を求められるなど、介護相談員を良きアドバイザーとして信頼している事例がみられた。

（３）令和４年度の特徴的な事業の効果

- 介護相談員の意見を踏まえて、多くの施設がサービスの質を高めようと積極的に取り組んでいた。介護相談員としては、自身の提案が反映していることに今後の活動においての意識が高まり、施設としては、日常業務に対しての課題を把握し改善に向けた取り組みを行う様子が見られた。
- 利用者からの要望、介護相談員からの提案を受けて改善された結果、利用者に対する職員のケアの質がより良くなった。
- 介護相談員の活動の中で培ってきた知識や経験の他、他施設で行われている事例をもとに、施設へアイデアを提案することで、サービスの質の向上に繋がる事例が増えた。

５ 新型コロナウイルス感染症関連

- a 体調管理・・・毎身体調管理表に体温や風邪症状の有無を記載
- b 健康チェックシート・・・訪問 1 週間前の風邪症状当の有無について記載
- c 訪問時の不織布マスク及びアルコール消毒の活用
- d 訪問日、自宅にて抗原検査キットを使用し陰性であることを確認
- e 抗原検査キットでの結果が陰性であっても、体調に変化がある場合には訪問中止
- f 活動時間を 2 時間から 1 時間程度に短縮し、手で触れることの出来る距離での継続した関わりは 10 分以内

上記の感染対策に加え、各事業所の意向に沿った感染対策も実施

- ・フェイスシールドやガウン、手袋の着用
- ・居室には入らず、食堂及びリビングでの活動
- ・面談室等に希望する利用者呼び、そこで活動を行う
- ・玄関先で職員の方と情報共有を行う など

（２）新型コロナウイルス関連についての事業の効果

感染対策を講じながらの活動ではありましたが、外部との繋がりが希薄になっていた期間、少しでも外部の目をいれることにより、虐待の防止やサービスの質の向上に役立てていた部分もあると思います。介護相談員は利用者と話をするだけではなく、事業所内の様子（備品が乱雑に置かれていないか、尿臭がしないか等）や職員との情報交換だけでも様々な変化に気づくことができていました。外部の目がいかに必要であるかということを事務局だけではなく、派遣事業所でも実感することができたのではないかと思います。

（３）今後の課題

冒頭にも記載しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、派遣事業所が大幅に減ってしまいました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類になった以降も、感染症に対する意識や考え方は法人や事業所ごとに様々な状況です。安心して介護相談員を迎えていただけるよう、それぞれの事業所の意向を丁寧に確認していきたいと思っています。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、他事業所での取り組み内容などを介護相談員を通して情報交換をしていくことで、各事業所との橋渡し役としての機能も果たすことができると考えています。

千葉市介護相談員設置要綱

(設置)

第1条 本市は、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者及びその家族(以下「利用者等」という。)の話を聞き、相談に応じる等の活動を行うことにより、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス事業所(以下「事業所」という。)における介護サービスの質的な向上を図るため、千葉市介護相談員(以下「相談員」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 相談員は、相談員業務の遂行にふさわしい人格と熱意を有する者の中から選任し、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 担当する事業所を定期又は随時に訪問すること。
- (2) 事業所において、利用者等の話を聞き、相談にのる、行事に参加する、サービスの現状把握に努める、事業所の管理者や従事者と意見交換するなどの活動を行うこと。
- (3) サービス提供等に関して気付いたことや提案等がある場合には、事業所の管理者等にその旨を伝えること。
- (4) 利用者等と事業者の間の橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安に対応し、サービス改善方法等を検討すること。
- (5) 本市が開催する介護相談員連絡会議に参加すること。

(報告)

第4条 相談員は、毎月10日までに前月の活動状況について、介護相談員活動報告書(様式第1号)により、市長に報告を行わなければならない。

(任期)

第5条 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第6条 市長は、前条の規定に関わらず、相談員が次の各号の一に該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反したとき。

(3) 相談員としてふさわしくない行為があったとき。

(守秘義務)

第7条 相談員は、当該相談業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(身分証の携行)

第8条 相談員は、千葉市介護相談員証(様式第2号)を携行し、利用者等から求められたときは、これを提示しなければならない。

(研修)

第9条 相談員は、本市が行う研修会に参加する等、必要な知識及び技能の修得に努めなければならない。

(相談員の派遣)

第10条 市長は、相談員の受け入れを申し出た事業所に対し相談員を派遣する。

2 相談員の受け入れを行おうとする事業所は、介護相談員受け入れ申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

3 相談員の受け入れを中止又は休止しようとする事業所は、介護相談員受け入れ中止(休止)申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事務局)

第11条 相談員の事務局は、保健福祉局高齢障害部介護保険事業課に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和４年度千葉市介護相談員派遣事業実績報告書
発 行 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課
電 話 ０４３－２４５－５０６２
ＦＡＸ ０４３－２４５－５６２１
Ｅ-MAIL kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp